

福島県

建植広告板の設置に関する取扱要領

～自然景観や人々の生活と調和した質の高い建植広告板の設置を目指して～



福島県

1 取扱要領の目的

県では、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」並びに「公衆に対する危害防止」の観点から、福島県屋外広告物条例を制定し、その中で建植広告板について、面積、高さ及び設置場所等の設置に関するルールを定めています。

一方、建植広告板のデザイン、色彩及び設置基数等については周囲の建物や環境との関係によりその見方が分かれるため、条例で一律に規制するのは難しいことから、特段のルールは定めずに広告主や屋外広告業者の方々の判断に委ねているところです。

しかしながら、昨今は良好な景観形成を目指す意識が全国的に高まっており、建植広告板に関しても、生活に必要な情報を提供し、利便性を高める反面、背景となる山々などの自然とともに、不特定多数の人の目にも入ってしまう性質を念頭に、皆が気持ちよく生活できるよう、常に周囲とのバランスに配慮したデザイン等が求められています。

実際に、条例で定めるルールに従って建植広告板が設置されている場合であっても、場所によっては周辺の自然景観を乱しているとか、一部の交差点では交通の安全の妨げとなっているといった課題が指摘されています。

このため、自然景観や人々の生活と調和した、より質の高い建植広告板の設置を進めていくために、建植広告板の設置にあたって配慮すべき事項や考え方をまとめた取扱要領を作成することとしたものです。

2 現行ルールの概要

福島県条例では建植広告板を含めた屋外広告物の設置について次のようなルールを定めています。

(1) 地域の指定及び禁止物件、禁止広告物

① 地域等の指定

a. 特別規制地域等（条例第3条）

自然公園の特別地域や福島県景観条例の景観形成重点地域など、特に良好な景観形成や風致を維持する必要性が高い地域等、あるいは学校、都市公園等屋外広告物を出すことが好ましくない所など、原則として屋外広告物の表示又は掲出する物件の設置が禁止されている地域、又は場所を指定しています。

b. 普通規制地域等（条例第5条）

特別規制地域等以外の主要地方道路の沿道地域や市街地など、屋外広告物が多数表示される地域や場所で、屋外広告物又は広告物を掲出する物件を設置するには、原則として許可が必要となる地域を指定しています。

② 禁止物件（条例第4条）

原則として広告物の表示が禁止されている工作物等を指定しています。

例：橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹 等

③ 禁止広告物（条例第9条）

原則として設置、表示が禁止されている広告物を指定しています。

例：著しく汚染、退色又は塗料等のはく離したもの、著しく破損又は老朽化したもの、倒壊又は落下の恐れのあるもの 等

(2) 規制の基準

①表示面積の規制（条例第12条）

広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、広告物の表示面積の上限を定めています。

②高さの規制（条例第12条）

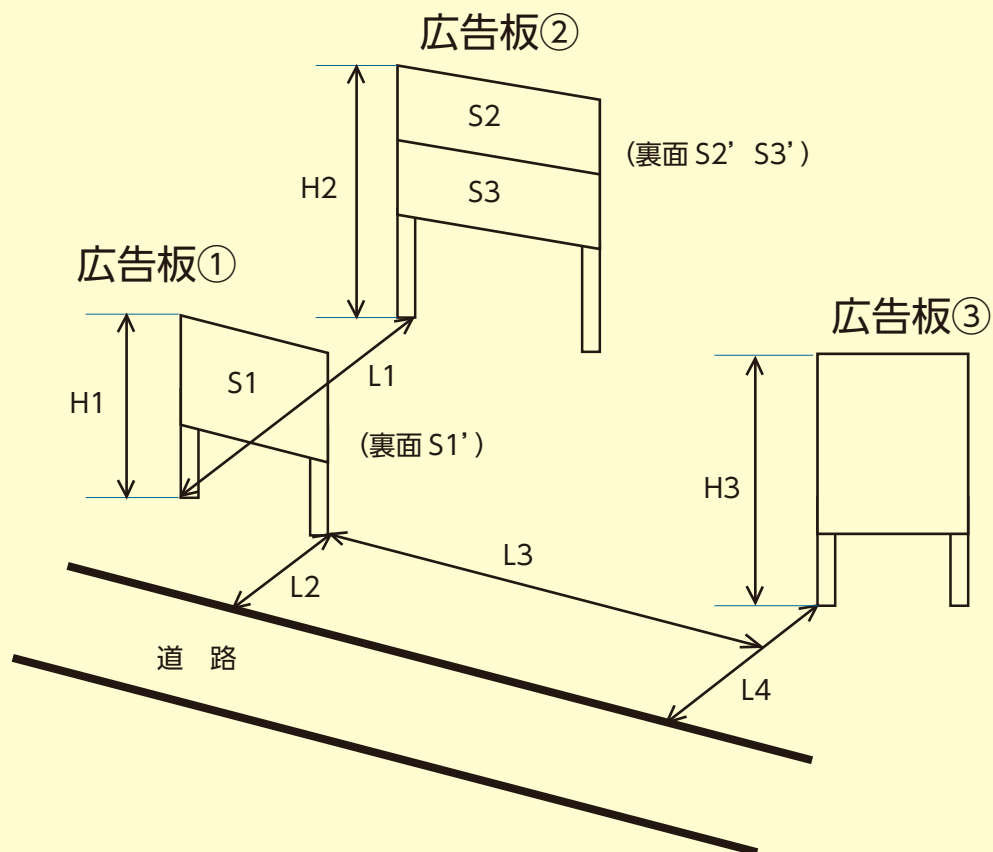
広告物の形態、種類に応じて広告物の高さに関する基準を定めています。また、高さに関する基準では地上からの高さの外に、建物の高さと広告物の高さとの比率による制限をしています。

③色彩の制限（条例第12条）

色の鮮やかさを示す数値である彩度について、日本工業規格のマンセル値の基準に基づき広告物の表示面積の2分の1以上を占める彩度を規制しています。

規制地域により、彩度8以下又は12以下とするとの規制をしています。

(3) 建植広告板に係る詳細な基準



高さの規制

第一種普通規制地域等 高さ： $H1, H2, H3 \leq 13\text{m}$

第二種普通規制地域等 高さ： $H1, H2, H3 \leq 20\text{m}$

3 現行ルールでの課題

現行ルールでの建植広告板の設置に関しては次のような課題が指摘されています。

(1) 郊外での課題

- ①周囲の自然環境と調和しない色彩の建植広告板の設置により、周辺の景観に対して悪影響を及ぼしている。
- ②高さのある建植広告板や複数の建植広告板の設置により、山々の稜線が遮られたり、眺望が妨げられたりして、周辺の景観が阻害されている。

(2) 交差点での課題

- ①信号機や交通標識と紛らわしい色彩の建植広告板の設置により、信号機や交通標識を判別しづらくし、交通の安全を妨げている。
- ②近接した複数の建植広告板の設置により、信号機や交通標識を見づらくし、見通しを悪くするなど、交通の安全を妨げている。

Check

面積の規制

一面の面積 $\leq 30 \text{ m}^2$ $S1, S2+S3 \leq 30 \text{ m}^2$

(内第一種普通規制地域等の電光表示装置については一面 15 m^2 以下)

総面積：広告板 $\leq 60 \text{ m}^2$ $S1+(S1'), S2+S3+(S2'+S3') \leq 60 \text{ m}^2$

Check

道路沿線に表示する場合の距離の規制

広告物どおしの垂直距離^{*1} $\geq 3\text{m}$ $L1 \geq 3\text{m}$

※1 道路又は鉄道に対し垂直方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離

広告物どおしの水平距離^{*2} $\geq 50\text{m}$ $L3 \geq 50\text{m}$ (高速道路等の場合は 200m)

※2 道路又は鉄道に対し水平方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離

道路境界からの距離^{*3} \geq 広告物の高さ $L2 \geq H1$ $L4 \geq H3$

※3 水平距離及び道路境界からの距離については、都市計画法の用途地域（特別規制地域等に指定される第一種・第二種低層住居専用地域を除く）に設置するもの又は自己用広告物として設置するものを除く。

Check

色彩の規制
彩度 12 以下

Check

第一種普通規制地域等において電光表示広告物等
あるものについては自己用に限る

4 地域別配慮事項

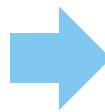
(1) 郊外で配慮すべき事項

- 山間地や田園地域等の景観と調和した建植広告物の設置
- 山間地や田園地域等の眺望を妨げない建植広告物の設置

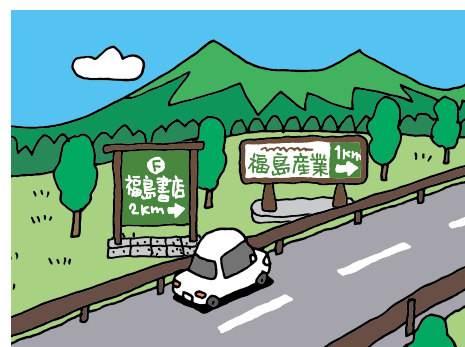
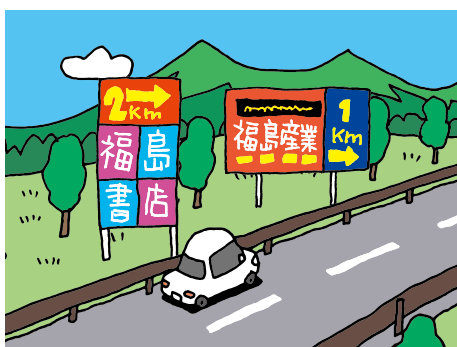
①色彩について

- 基調色には彩度の高い色を使用しないようにする。
- 必要以上に色数を使用しないようにする。
- 彩度の低いアースカラーを基本に、シンプルな配色でまとめるようにする。
- 彩度の高い色はアクセントカラーとして限定的に使用するようにする。
- 文字の色と基調色を反転させ、けばけばしさを抑え落ち着き感があるようにする。
- 周囲の屋外広告物との対比が強い色彩は使用しないようにする。

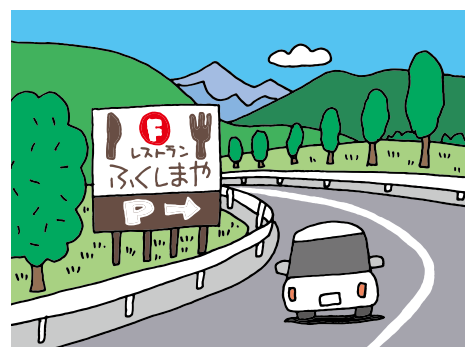
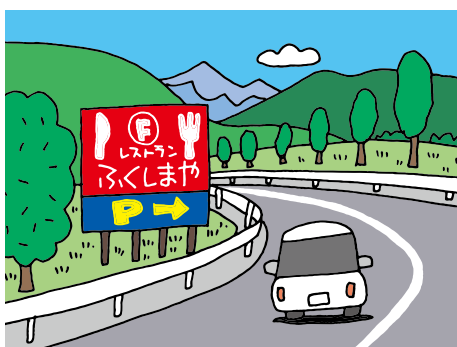
例 1

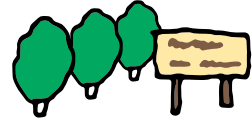


例 2



例 3

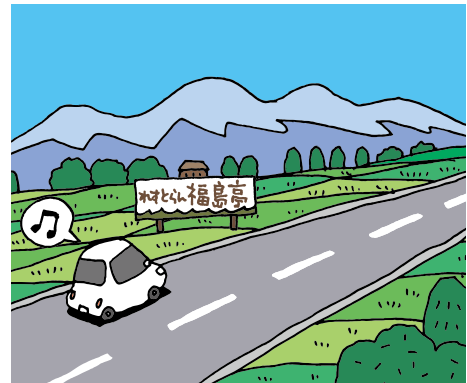
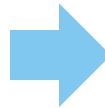
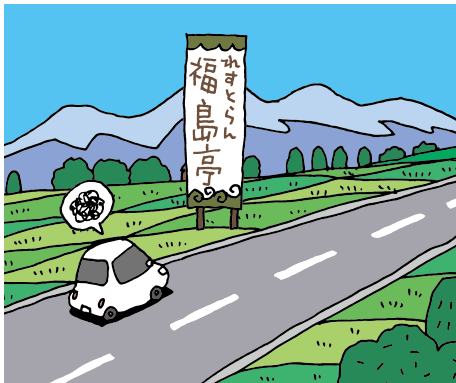




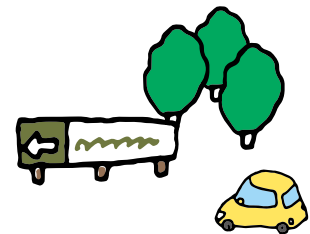
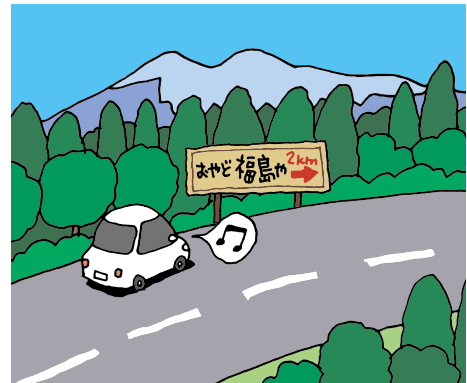
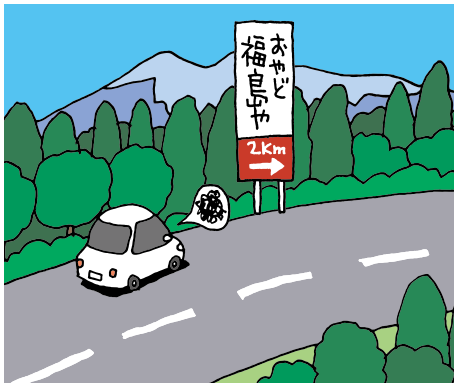
②規模、形状及び素材について

- 大きさや高さは必要最小限とする。
- 背景となる山並みや森が作り出すラインを遮らないようにする。
- 縦型のデザインはなるべく避けるようにする。
- 自然素材（石、木）をできるだけ使用する。

例 1



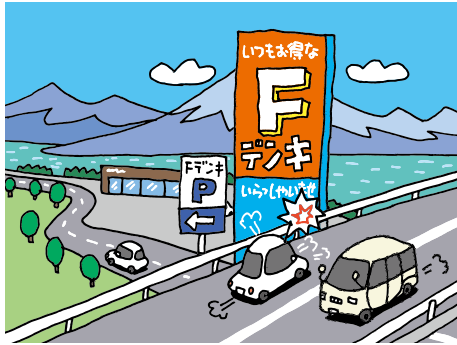
例 2



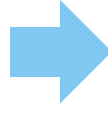
③設置位置・方法について

- 眺望を妨げない位置に設置する。
- 田園の真ん中に設置するのは避け、施設の近くに設置するようにする。
- 沿道の家並みや特色ある建物を遮らない位置に設置するようにする。
- 複数設置する場合は集約化する。
- 複数設置するのに集約化が困難な場合は高さ、方向及び色彩等を統一する。
- 適度に相互間の距離をとり、自動車の運転を妨げないようにする。

例 1



例 2



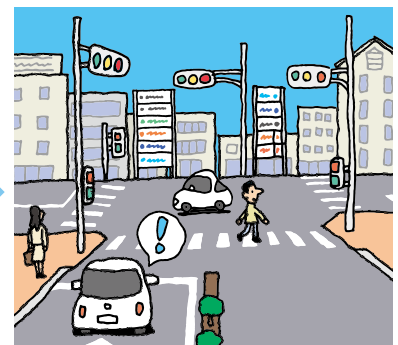
例 3



(2) 交差点での配慮

- 信号機や交通標識の視認の支障とならないような建植広告板の設置
- 自動車運転者の視界の妨げとならないような建植広告板の設置

- ①信号機や道路標識と紛らわしい色彩は使用しないようにする。
- ②設置位置は信号機や道路標識の視認性や見通しを妨げない位置とする。
- ③複数設置する場合は乱立を避け、できる限り集約化する。



5 取扱要領の活用

- ① 広告主や屋外広告業者の方々が建植広告物の設置を計画する際に、景観や交通の安全等と調和した、より質の高い建植広告板の設置を目指すために活用する。
- ② 郊外の田園地域や眺望の良い場所又は交差点等に建植広告物を設置する場合に、設置申請や事前相談の中で、設置基準とは別に配慮を求めるために活用する。
- ③ 公共用や自己用の許可を必要としない建植広告板の設置を計画する際に、景観や交通の安全等と調和したデザイン、色彩及び素材等の建植広告板の設置を目指すために活用する。

